7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一八条～第二〇条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）

9　エクアドル共和国の居住者が日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、当該所得はエクアドル共和国の租税を免除され、又は日本国の租税の額はエクアドル共和国の租税の額から控除する。日本国の居住者が納付するエクアドル共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

12　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二六条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

14　取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

16　匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合には条約の特典は与えられない。（議定書関係）

法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十八号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表報酬月額の欄中「二七七、三〇〇円」を「二七七、六〇〇円」に、「二五五、一〇〇円」を「二五六、三〇〇円」に、「二四六、二〇〇円」を「二四七、四〇〇円」に、「二三九、四〇〇円」を「二四〇、八〇〇円」に、「二三三、四〇〇円」を「二三四、九〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

法務大臣　三好　雅子

内閣総理大臣　安倍　晋三

御名御璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十九号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表俸給月額の欄中「二七七、三〇〇円」を「二七七、六〇〇円」に、「二五五、一〇〇円」を「二五六、三〇〇円」に、「二四六、二〇〇円」を「二四七、四〇〇円」に、「二三九、四〇〇円」を「二四〇、八〇〇円」に、「二三三、四〇〇円」を「二三四、九〇〇円」に、「二一二、一〇〇円」を「二一三、六〇〇円」に、「二一四、三〇〇円」を「二一五、八〇〇円」に改める。